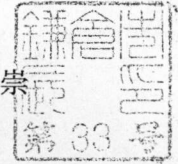


景観配慮協議結果通知書

鎌都景第182-1号  
令和2(2020)年6月4日

ファーストブラザーズキャピタル株式会社  
代表取締役 鹿野 太一様

鎌倉市長 松尾 崇



次のとおり通知します。

景観協議番号	第2-3号	
土地利用類型 の名称	旧市街地の住宅地 沿道住宅地	
景観地区	<input checked="" type="checkbox"/> 内（鎌倉景観地区） <input type="checkbox"/> 外	
行為の場所 （地名地番）	鎌倉市御成町187番3	
行為の種類	建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
	開発	<input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更
特定地区	<input type="checkbox"/> 内（ <input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区） <input checked="" type="checkbox"/> 外	
協議事項	<p>&lt;地区の特性・課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別荘地、避暑地として発展してきた由緒ある住宅地であり、比較的敷地規模が大きく、ゆとりのある戸建住宅が立地する中に、少数の店舗が混在立地している。</li> <li>・近年、近代の洋館や趣のある和風住宅、樹木などの景観資源の減少が見られ、中層の共同住宅や車対応型の店舗、時間貸の駐車場等が増えているため、緑化につとめ、開放感の維持やスカイラインの継承に配慮する必要がある。</li> </ul> <p>&lt;景観形成基準に係る協議内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路と建築物の間に緑地を設け、沿道の緑化に努めるなど、通り景観に配慮している。</li> <li>・建築物の高さは、10m未満とし、スカイラインに配慮している。</li> <li>・建築物の屋根、外壁は基準内の色彩となっている。</li> </ul> <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>	
備考		